

医療介護保険課

介護保険に関すること

◎ 介護が必要と感じたら・・・

(申請先) 医療介護保険課(介護保険係)

(持参物) 介護保険証(65歳以上の方の場合)



※40~64歳の方が申請する場合は、マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」の印刷または、医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ」「資格確認書」のコピーを提出してください。

※40~64歳の方は、特定の疾病により介護が必要になった場合に申請できます。

認定

要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。



要介護認定の申請

申請の窓口は医療介護保険課です。

申請は、本人のほか家族もできます。

次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含みます)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

- 申請書**
医療介護保険課の窓口に置いてあります。
- 介護保険証**
40~64歳の方は健康保険の保険証情報が必要です。
- マイナンバーと身元確認書類**

要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査(府中市の担当者などが自宅などを訪問して心身の状態を聞き取る)が行われます。

その後、主治医の意見書なども参考に公平な審査・判定が行われます。



認定

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」(要介護1~5、または要支援1・2)が決まります。

要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。

非該当

介護や支援が必要ないと判定された場合には、非該当となります。